

大阪市告示第994号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により鶴見橋三丁目地区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月23日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

大阪市

2 事業施行期間

令和6年5月10日から令和8年7月31日まで

3 施行地区

大阪市西成区鶴見橋三丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

鶴見橋三丁目地区土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

令和6年5月10日

6 終了の認可の年月日

令和8年7月23日

（都市整備局市街地整備部区画整理課）